

### 原動機付自転車や二輪車などの税率の引き上げが延期になりました

地方税法の一部改正とそれに伴う市税条例の一部改正により、平成27年度分から原動機付自転車および二輪車などの税率を引き上げる予定でしたが、時期が1年延長され、平成28年度分から税率を引き上げることになりました。

### 軽自動車税の減免該当する方は申請を

身体・知的・精神障がいのある方またはこれらの方と生計を同じくする方が軽自動車等を所有し、その車が障がいのある方のために使われているとき(常時介護者が運転する場合も含む)は、軽自動車税が減免される場合があります。申請書類等をご確認のうえ、お早めに申請してください。

また、生活扶助を受けている方が所有または使用し、関係官庁の証明を受けたとき、または災害により多大な損害を被った場合等には軽自動車税の減免制度を受けられることがあります。詳しくはお問い合わせください。

なお、納税通知書は5月11日(月)に発送します。

**申請期限** 5月25日(月)

**申請書類等** 納税通知書、身体障害者手帳等、運転免許証、印鑑

**申請・問合先** 市民税課諸税係(市役所第二庁舎3階 ☎042-387-98820)

### 休日校庭(遊び場)開放

子ども遊び場不足を補

い、安全で広い遊び場を確保するため、市立小学校の校庭を開放しています。

開放中は、校庭開放指導員が遊びの指導や安全管理を行っています。また、ボールなどの道具も備えています。

**開放日** 土曜・日曜・祝日(振替休日を含む)および冬・春休み期間

※ 年末年始、夏休み期間、12月～翌年3月の土曜・日曜・祝日(冬・春休み期間を除く)は開放しません。

※ 学校行事等で開放しない場合があります。

**開放時間** ▽3～10月 11時～午後1時、4時30分 ▽冬休み期間 11時～午後0時30分、4時

**対象** 幼児と保護者、小・中学生

### 国民健康保険 こんなときは届け出を

**国民健康保険に加入したとき**

国民健康保険被保険者が職場の健康保険に加入したときは、14日以内に喪失の届け出が必要になります。

本人または世帯主の方は、職場の健康保険証と国民健康保険証の両方を持って届け出をしてください。

また、休日窓口でも手続きができますので、ご利用ください。(5月の休日窓口開設日は2面に掲載)

なお、郵送でも届け出ができますので、職場の保険証の写しと国民健康保険証の両方を係まで郵送してください。

**【交通事故や傷害事件にあつたとき】**

交通事故や傷害事件など、第三者(加害者)の行為によってけがをしたときに、国民

健康保険で治療を受ける場合は、「第三者行為による傷病届」を提出してください。(用紙は国保給付係にありませ)

国民健康保険で治療を受けると、市が医療機関へ治療費の7割(高齢受給者証をお持ちの方は、7割～9割)を一時的に立て替え、届け出をともに被害者の方に代わって市が後日、加害者に請求します。

加害者不明の場合なども、届け出てください。

ただし、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、その事故について国民健康保険が使えなくなる場合があります。示談の前にご連絡ください。

### 必要書類等

国民健康保険 保険年金課高齢者医

証、印鑑、交通事故証明書

◆ 共通 ◆

**届出・問合先** 保険年金課国保給付係(〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎2階 ☎042-387-98833)

**後期高齢者医療制度 葬祭費を支給します**

後期高齢者医療被保険者が亡くなられた場合、葬祭費を支給します。

**対象** 葬祭を行った方

**支給額** 5万円

**申請書類等** 印鑑、後期高齢者医療被保険者証、申請者が葬祭を行ったことを証する書類(領収書等)、通帳など振込先がわかるもの(ゆうちょ銀行の場合は通帳が必要です)

**問合先** 保険年金課高齢者医(☎042-387-98844)

## 国民年金

### 追納制度をご存じですか

過去に保険料の全額または一部免除、学生納付特例制度や若年者猶予制度の承認を受けた期間のある方は、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めること(追納)ができます。

将来受け取る年金額を増額するためにも、追納制度をご利用ください。なお、学生納付特例等を受けた年度か

ら起算して、3年度目以降に追納する場合には、経過期間に応じて一定の加算額が上乗せされます。(下表) 納めることができるようになったときは、できるだけ早く追納することをお勧めします。

**問合先** 保険年金課国民年金係(☎042-387-9844)

国民年金保険料追納額 (平成27年度) (月額)

免除を受けた年度	当時の保険料	納付額			
		全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成17年度	13,580円	14,880円	—	7,440円	—
18年度	13,860円	14,930円	11,190円	7,460円	3,730円
19年度	14,100円	14,960円	11,210円	7,480円	3,730円
20年度	14,410円	15,090円	11,320円	7,540円	3,770円
21年度	14,660円	15,160円	11,360円	7,580円	3,780円
22年度	15,100円	15,430円	11,570円	7,720円	3,850円
23年度	15,020円	15,220円	11,410円	7,610円	3,800円
24年度	14,980円	15,070円	11,300円	7,530円	3,760円
25年度	15,040円	15,040円	11,280円	7,520円	3,760円
26年度	15,250円	15,250円	11,440円	7,630円	3,810円

※ 平成25・26年度は、加算額はありませぬ。

## 国民健康保険各種制度

### 〈出産育児一時金〉

国民健康保険被保険者が出産した場合に支給します。

**支給対象** 妊娠85日以上の出産が対象です。(死産、流産の場合でも支給)

ただし、一年以上社会保険の本人であった方が、国民健康保険の資格取得から6か月以内に出産した場合は、以前加入していた社会保険から支給される場合があります。

**支給額** 45万円

※ 出産育児一時金直接支払制度をご利用の場合は、その差額が振込額となります。

### 〈葬祭費〉

国民健康保険被保険者が亡くなられた場合、葬祭を行った方に支給します。(葬祭日から2年以内に申請してください)

ただし、社会保険の本人であった方が、国民健康保険の資格取得から3か月以内に死亡した場合は、以前加入していた社会保険から支給される場合があります。

**支給額** 5万円

### 〈国民健康保険 温泉センター 割引利用券の配布〉

国民健康保険被保険者が、左表の施設を利用する場合には、割引利用券を配布します。

**割引利用期限** 平成28年3月31日

**必要書類** 国民健康保険証

◆ 共通 ◆

**申請・問合先** 保険年金課国保給付係(市役所第二庁舎2階 ☎042-387-98833)

### 必要書類等

印鑑、国民健康保険証、母子健康手帳(死産、流産の場合は医師の証明書)、通帳など振込先がわかるもの(ゆうちょ銀行の場合は通帳が必要です)、直接支払を利用する(または利用しない)ことに関する医療機関との合意文書、医療機関発行の領収書等

### 〈出産育児一時金直接支払制度をご利用ください〉

市が42万円を上限として、出産育児一時金を病院や助産所に直接支払うことで、被保険者が、出産時に医療機関に支払う際の負担を軽減することを目的とした制度です。

ご希望の方は、出産する予定の病院や助産所で手続きが必要。詳しくは、直接、病院や助産所にお問い合わせください。

### 〈出産育児一時金貸付制度をご利用ください〉

出産予定日の1か月前から申請を受け付けます。

施設名	営業時間	定休日	割引後利用料金	所在地・問合先
檜原温泉センター「数馬の湯」	午前10時～午後7時(土曜・日曜・祝日は午後8時まで)	毎週月曜日(祝日の場合は翌日)	1日＝大人450円、小学生210円、未就学児は無料	西多摩郡檜原村2430 ☎042-598-6789
奥多摩温泉「もえぎの湯」	午前9時30分～午後8時(7月～9月は午後9時30分まで、12月～3月は午後7時まで)	毎週月曜日(祝日の場合は翌日)	2時間＝大人400円、小学生200円。超過1時間につき、大人のみ200円。未就学児は無料	西多摩郡奥多摩町氷川119-1 ☎0428-82-7770
秋川溪谷「瀬音の湯」	午前10時～午後10時	3月、6月、9月、12月の第2水曜日	3時間＝大人600円、小学生200円。超過1時間につき、大人200円、小学生100円。未就学児は無料	あきる野市乙津565 ☎042-595-2614
ひので三ツ沢「つるつる温泉」	午前10時～午後8時	第3火曜日(祝日の場合は翌日)	3時間＝大人620円、小学生210円。超過1時間につき、大人のみ210円	西多摩郡日の出町大久野4718 ☎042-597-1126

必要書類等 印鑑、国民健康保険証、申請者が葬祭を行ったことを証する書類(領収書等)、通帳など振込先がわかるもの(ゆうちょ銀行の場合は通帳が必要です)